

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所

東海清涼苑 和ショートステイ 運営規程

〔事業の目的〕

第1条 社会福祉法人清涼会が開設する東海清涼苑 和ショートステイ(以下、「事業所」という)が行なう指定短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員、及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員、及び調理員、その他の従業者(以下、「生活相談員等」という)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対して適正な短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

〔運営の方針〕

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、及び機能訓練に依り、要介護者の心身 機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができる様に入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、及び機能訓練を行なう事に依り、要支援者の心身機能の維持回復を図り、以って要支援者の生活機能の維持、又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業を行なう事業所の名称、及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 東海清涼苑 和ショートステイ
2. 所在地 東海市加木屋町冬至池 4 番 15

〔職員の職種、員数、及び職務の内容〕

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務の内容は次の通りとする(介護予防も合算して表記する)。

1. 管理者 1名(常勤兼務)
※管理者は、事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行なう。
2. 従業者

医師	1名以上(嘱託医)
生活相談員	2名以上(常勤兼務)
看護職員	1名以上(常勤兼務)
介護職員	4名以上(常勤換算)
機能訓練指導員	1名以上(常勤兼務)
管理栄養士	1名以上(常勤兼務)

※従業者は、指定短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護の提供を行なう。

〔利用定員〕

第5条 指定短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次の通りとする。

- 併設利用型 10名(ユニット型個室 10名)
※ユニット数は1ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

〔短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等〕

第6条 事業の内容は、次の通りとし、指定短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護、及び介護予防短期入所

生活介護が法定代理受領サービスである時は、その1～3割の額とする。

- 1.入浴、排泄、食事等介護、及び日常生活上の世話
- 2.日常生活動作の機能訓練
- 3.健康チェック
- 4.送迎
- 5.夜間看護体制

2 第8条における通常の事業の実施地域を超えて行なう指定短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

※送迎加算内・・・片道 184 単位

- 1.送迎範囲を越えた地点から、片道 5 キロメートル未満:1,000 円
- 2.送迎範囲を越えた地点から、片道 5 キロメートル以上:2,000 円
- 3.片道 5 キロメートルを増すごとに、+1,000 円

3 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。尚、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1.滞在費 ユニット型個室 2,066 円(10 室) ※1 日当たり
- 2.娯楽費用 100 円(1 日当たり) ※実費
- 3.食費 朝食 395 円、昼食 550 円、夕食 500 円 合計 1,445 円(1日当たり)
- 4.おやつ代 50 円
- 5.利用者が選定する特別な食事の提供を行なった事に伴い必要となる費用
行事食(敬老会、夏祭り、寿司の日、バイキング食等) ※実費
- 6.理美容代 実費
- 7.施設サービスにおいて提供される適宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者、又はその家族に対して当該サービスの内容、及び費用についての説明を行ない、利用者の同意を得る事とする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する事とする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

[緊急時等における対応方法]

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護、及び介護予防短期入所生活介護の提供を行なっている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師、又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

[通常の送迎の実施地域]

第8条 通常の送迎の実施地域は、知多北部広域連合区域内(東海市、大府市、知多市、東浦町)とする。

[サービスの利用に当たっての留意事項]

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なう。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意する様に指示を行なう。

- 1.気分が悪くなった時は、速やかに申し出る。

2. 特別養護老人ホームと併設のため、利用生活の規則は、特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならない様にする。
3. 共有の施設や設備は、他の迷惑にならない様に利用する。

[非常災害対策]

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

[事故発生時の対応]

第11条 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

[秘密の保持]

第12条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得る。

[苦情の処理]

第13条 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者・解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

[虐待防止に向けた体制等]

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

[その他運営についての留意事項]

第15条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2. 事業所は、サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的で開催する。

3.採用時研修 採用後1ヶ月以内

4.継続研修 年2回

5.この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福法人 清涼会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。